（第六面）

４．耐震診断の概要

イ．耐震診断の実施年月日

年　月　日

ロ．耐震診断の方法の名称

ハ．実地調査の概要

（注意）

実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

ニ．耐震診断の結果

（注意）

耐震診断の結果の欄には、耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

（第七面）

ホ．耐震改修、建替え又は除却の予定

［事業の内容］　耐震改修　・　建替え　・　除却
［着工予定時期］　年　月
［完了予定時期］　年　月
［その他］

（注意）

１．この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法附則第３条第３項において準用する法第９条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。

２．［事業の内容］欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

第二十二号様式（附則第四条関係）（Ａ７）

（表）

年　月　日交付第　号（使用期間１年）

職　名	氏　名	生　年　月　日

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第３条第３項の規定において準用する法第13条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　印

（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

第３条　３　第８条、第９条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第８条第１項中「前条」とあり、並びに第９条及び第13条第１項中「第７条」とあるのは「附則第３条第１項」と、第９条中「前条第３項」とあるのは「同条第３項において準用する前条第３項」と、第13条第１項中「第８条第１項」とあるのは「附則第３条第３項において準用する第８条第１項」と読み替えるものとする。

５　第３項において準用する第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。